

地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例の制定
について

地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例を次のように定める。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号の条例で定める法人は、財団法人湘南産業振興財団とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法施行令の一部が改正され、普通地方公共団体が一定の出資をしている法人のうち条例で定めるものについて予算の執行に関する調査等の対象とすることとされたことに伴い、当該調査等の対象とする法人について新たに本市の条例で定める必要による。